## 公益財団法人長野県緑の基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県緑の基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 この法人は、長野県における健全な森林づくりと緑豊かな環境整備を進めるために、緑化 思想の高揚と緑化事業の推進を図り、もって緑豊かな県土づくりに寄与することを目的とする。 (事業)
- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 森林、林業及び環境緑化に関する知識の啓発に関する事業
- (2) 県民の健全な森林づくりの実践参加の促進に関する事業
- (3) 健全な森林造成の助長に関する事業
- (4) 都市緑化等環境整備の助長に関する事業
- (5) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条に規定する事業
- (6) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければ ならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の 書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなけれ ばならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

## 第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長)

- 第10条 この法人に、任意の機関として、名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会の決議によって選任する。
- 3 名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

- 第11条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について理事長の諮問に応じる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員15名以上25名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第 13 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアから力に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ウ 当該評議員の使用人
- エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
- カ イから工までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアから工までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア理事
- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体において職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - (ア) 国の機関
  - (イ) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (I) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (加) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

## (評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
  - (評議員の報酬等)
- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うのに要する費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第7章 役員

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、必要に応じて1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長のうち 1 名をもって一般法人法第9 1 条第1 項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前条第3項の業務執行理事は、理事会の決議によって副理事長の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事である副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 業務執行理事である副理事長以外の副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 6 理事長及び業務執行理事である副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自 己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 29 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うのに要する費用を弁償することができる。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議 決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その 提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この 限りでない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

- 第38条 この法人の目的に賛同し、その発展を助長しようとする個人又は団体を賛助会員とする。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第39条 この法人に、第4条第5号に規定する業務に関する重要事項を調査審議するため運営協議会を置く。

(組織)

- 第40条 運営協議会は、委員7名以上15名以内の組織とする。
- 2 委員は森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、長野県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、無報酬とする。
- 4 補欠により就任した委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 (運営協議会会長)
- 第41条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるときは、運営協議会会長の指名した委員が、その職務を代理する。 (委任)
- 第42条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第11章 委員会

(委員会)

- 第43条 理事長は、この法人の運営及び事業の実施に関する重要事項を調査研究するために必要があるときは、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に委員長 1 名及び委員若干名を置く。
- 3 委員長及び委員は、理事長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。 (解散)
- 第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

## (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その

権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第13章 事務局

(事務局)

- 第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代行するために、 事務局長代行を置くことができる。
- 5 事務局長代行は理事長が任免する。

第14章 公告の方法等

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。) 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、大日方英雄、副理事長は、久米義輝、菅谷昭、羽田健一郎及び米窪千 加代とする。

- 4 前項の副理事長のうちこの法人の最初の業務執行理事である副理事長は、久米義輝とする。
- 5 この法人の最初の名誉会長は、阿部守一とする。

## 附則

- 1 この定款は、平成23年 6月21日から施行する。
- 2 この定款は、令和 2年11月24日から施行する。
- 3 この定款は、令和 5年 4月 1日から施行する。

# 公益財団法人長野県緑の基金 評議員名簿

令和5年6月19日現在

	役 毛 名	氏 名	団 体 名 等 備 考
1	評議員	宮坂 徹	諏訪地域森林づくり・林業振興会副会長
2	11	可知 英樹	中部森林管理局技術普及課長
3	11	千代 登	長野県林務部信州の木活用課長
4	11	佐藤 豊文	中部電力パワーグリッド(株)長野支社総務部長
5	11	佐藤  繁	(一社)長野県猟友会常務理事
6	11	大屋 誠	木曽郡緑化推進委員会会長
7	11	臼井 学	長野県教育委員会事務局学びの改革支援課長
8	11	春日嘉広	(一社)長野県林業コンサルタント協会専務理事
9	11	神戸 直日	(一社)長野県山林種苗協同組合理事長
10	11	酒井 省三	長野国有林森林整備協会専務理事
11	11	三善健一	(一社)長野県林業普及協会専務理事
12	11	小澤 岳弘	長野県林務部森林づくり推進課長
13	11	土屋 三千夫	佐久森林林業振興会長
14	11	河合 広	(公社)長野県林業公社副理事長
15	11	澁澤 一吉	長野県木材青壮年団体連合会監事
16	11	山村 弘	長野地方緑化推進委員会長

次期任期 令和5年定時評議員会終結後~令和9年定時評議員会終結時

# 公益財団法人長野県緑の基金 役員名簿

(令和6年6月21日)

	役 職 名	氏 名	団体名等	摘要
	名誉会長	阿部 守一	長野県知事	
	顧問	森谷 克彦	中部森林管理局長	
1	理事長	中條 智子	一般社団法人長野県連合婦人会顧問(前会長)	
2	副理事長兼 業務執行理事	須藤 俊一	長野県林務部長	
3	副理事長	金子ゆかり	長野県市長会理事(経済部会長)	
4	11	峯村 勝盛	長野県町村会理事(産業経済部会長)	
5	11	上原 貴夫	長野県短期大学名誉教授	
6	常務理事	河西 光章	公益財団法人長野県緑の基金事務局長	
7	理事	齋藤 秀夫	長野トヨタ自動車株式会社代表取締役副社長	
8	11	梶田 能孝	一般社団法人長野県経営者協会総務部次長	
9	11	飯森 幸彦	長野県林業士会長	
10	11	野澤 節子	長野県林業研究グループ連絡協議会副会長	
11	11	小林 敏昭	一般社団法人長野県建設業協会専務理事	
12	11	大日方貞一	公益社団法人信濃教育会会長	
13	11	村松 敏伸	長野県林業団体協議会長	
14	11	(欠 員)	一般財団法人日本森林林業振興会長野支部長	
15	11	中島佐代子	NPO法人信州フォレストワーク前理事長	
16	11	宮崎 正毅	長野県木材協同組合連合会理事長	
1	監事	峯村 宗次	一般社団法人長野県林業センター監事	
2	11	山嵜信幸	一般社団法人長野県造園建設業協会長	
3	11	中島 英明	公認会計士	

(順不同)

任期 (理事) 令和6年度定時評議員会終結時~令和8年度定時評議員会終結時

(監事) 令和4年度定時評議員会終結時~令和8年度定時評議員会終結時

## 令和5年度緑の基金事業報告

(第40年度) 令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで

## I 森林、林業の啓発と緑化事業

令和5年度は、5月以降新型コロナウィルス感染症が5類に移行し、森林整備や緑化推進等の活動は、コロナ禍前の状況に戻りつつある中で、概ね計画どおり実施できる環境になりました。 行政、NPO、地域住民との様々な形での協働を通じて多くの県民の参加を得ながら、地域の 実情やニーズにあった森林の整備や身近な生活環境の緑化等に関する実践的活動に重点をおい て事業の推進を図るとともに、これらの事業を推進することで、SDGsの達成にも貢献できるよう努めました。

## 1 情報誌等による広報、普及宣伝

森林・林業及び環境緑化に対する県民の更なる理解を深めるため、次の事業を実施しました。

## (1)情報誌の発行等

#### ア 情報誌の発行等

基金業務、森林・林業及び環境緑化等について、県民の理解を深めるため、機関誌の発行、広告の掲載等を行いました。

機関誌の発行「緑の基金」No.39(10月) 3,000部 「長野の林業」(長野県林業普及協会) 広告(7月号、1月号、3月号)

## イ 緑の情報サービスの推進(ホームページによる情報発信)

当基金が関わる各種行事、森と水の絵本のPR、緑の募金公募事業・地区事業の実施地視察状況、緑の募金の使途報告など、ホームページを用いて情報を発信し、広く県民の森林づくりや環境緑化への実践参加を促進しました。

なお、各地区緑化推進団体の情報もリアルタイムで掲載できるよう、ホームページのリニューアルを検討する予定でしたが、緑の募金の激減対応策のため、全事業見直しの一環として、リニューアルは先送りすることとしました。

ホームページ「長野県みどりの情報サービス」トピックス提供 33回

## ウ 森林と水をテーマにした絵本づくり

子どもたちがふるさとの森林と川と人との関わりについて、思いを深めることが出来るようにとシリーズ化している絵本「木が伝えてくれる物語」の第10作目(森のくまさんシリーズの5作目)を第9作目の続編として、北アルプス地域で調査・取材等をすすめ、令和6年度末までの発刊を目指しています。また、既に発刊した第3作目「うえんじいさまのき」は、在庫がない状態だったため、令和5年度中に復刻版として再発刊し、題材となった塩尻

市内の全保育園・幼稚園・小学校、木曽郡内の全保育園・小学校に謹呈しました。

なお、当該絵本を PR するため、木曽郡木曽町にある「木曽おもちゃ美術館」において絵本を常設展示していただいているほか、令和5年 10月7日(土)、8日(日)には安曇野市環境フェアで、絵本作家の藤岡牧夫氏とともに原画展や絵本の読み聞かせを行いました。

## 2 県民の集い等の開催

## (1) 第73回長野県植樹祭の開催

令和4年度から、長野県植樹祭は、県民が森林の整備活動に参加する機会をより多く広範囲に提供するため、開催地・日程を分散して開催することとなりました。

令和5年度は、4会場での分散開催となり、当基金は、いずれの会場とも共催して負担金を交付しました。

## (2) 森林教室の開催

これまで森林教室は県植樹祭とタイアップして同日に開催してきましたが、令和5年度は「信州 山の日」にちなんだ記念事業として令和5年7月23日(日)に単独で開催しました。応募された36名の参加者は、午前中は長野市飯綱高原の大座法師池周辺において平成20年度に開催された県植樹祭の会場で育樹作業を行い、午後は戸隠高原の戸隠森林植物園に移動して自然観察会を体験しました。

## (3) 地区緑化推進団体による森林の感謝祭などの開催

緑と水の森林ファンド事業(国土緑化推進機構事業)の助成を受け、地区緑化推進団体の 実情に合わせて森林の感謝祭、植・育樹などの体験型行事等を実施しました。

## 3 講演会の開催等

## (1)緑に親しむ集い

樹木観察や木の実を使った工作など様々なふれあい体験を通じ、県民が森林や森林の恵みに親しむとともに関心を深めることができるよう、県林業総合センターの体験学習施設と共催で、定期的に森林整備作業、自然観察などを取り入れた様々な体験型の集いを開催しました。

実施状況:年間 18 回開催 参加者 220 組 385 人(うち子ども 99 人)

## (2) 森林フォーラム

森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」や、多くの 県民や県外から長野県を訪れる方が気軽に利用できる「開かれた里山」の整備と仕組みづく りについて、今後の展望や各地域における先行事例を県内関係者に広く普及し取組の推進を 図るため、「森林フォーラム」を長野県、林業関係団体等と共催して開催しました。

開催テーマ「森林の多面的な利活用の推進」

開催日 令和6年2月9日(金)

開催場所 県立長野図書館(オンライン併用開催)

参加者 約170人

## 4 森林づくり等実践参加の促進

## (1) 林業関係等コンクールの開催

林業関係等コンクールを長野県、林業関係団体等と共催で実施し、健全な森林づくりや環境緑化等に係る様々な活動や成果を顕彰し、県民の実践参加の促進を図りました。

## ア 長野県ふるさとの森林づくり賞及び長野県林業関係ポスターコンクールの開催

森林づくり、森林環境教育などに優れた功績があった方の顕彰や小・中学校、高等学校の児童・生徒への環境緑化思想及び野生鳥類の保護思想の高揚を図るためのコンクールを長野県、林業関係団体と共催で実施しました。

長野県ふるさとの森林づくり賞

森林づくり推進の部 長野県緑の基金理事長賞 該当なし 森林環境教育推進の部 長野県緑の基金理事長賞 1団体

• 長野県林業関係ポスターコンクール

国土緑化・育樹運動ポスターの部 長野県緑の基金理事長賞 7名 愛鳥週間ポスターの部 長野県緑の基金理事長賞 9名

## イ 木工工作コンクールの開催

小·中·特別支援学校の児童・生徒が木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら、森林の大切さや役割を学び木の文化を大切にする心を育てるため、身近な木材を活かして自由な発想で創作した木工工作作品のコンクールを長野県木材青壮年団体連合会と共催で実施しました。

表彰式 令和5年11月18日(土)長野市芸術館

長野県緑の基金理事長賞 1作品

応募作品数3,707点 参加校数107校

#### (2) 森林環境教育指導者研修会の開催

子どもたちが自然に親しみつつ森林の役割や森林づくりの重要性などについて体験的に 学習できるよう、長野県の森林の現状をはじめ、森林環境教育に関する知識や森林に親しみ ながら理解する手法等の研修会を教育指導者である教職員を対象に実施してきましたが、新 型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年度以降3年間中止していました。 令和5年度は研修会を再開するために参加者を募集しましたが、定員を大幅に下回ったた め、中止せざるを得ませんでした。

令和6年度は、参加者の範囲を拡大して研修会が再開できるよう、企画していきます。

#### 5 都市緑化等の環境整備

## (1) 学校環境緑化モデル事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

学校環境の緑化を通じて、青少年への森林環境教育を推進することを目的に、小中学校敷地内及び周辺の環境緑化、環境教育のフィールドの整備(樹木の植栽・芝生化、樹木の手入れ、ビオトープ等)の取り組みに対し助成しました。

令和5年度実施校 · 上松町立上松小学校·伊那市立伊那西小学校·長野県長野盲学校

## (2) 学校林を活用した森林環境教育促進事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

学校林を活用して、小中学校の森林環境教育(林業体験活動を含む)を促進するため、森 林環境教育を学校と連携して行う団体等に対し助成する事業ですが、実施団体はありません でした。

## (3) 緑の少年団活動促進事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

地域単位で活動している緑の少年団等を主な対象として、学習活動等の充実・促進、指導 体制の整備、育成会の結成の促進に対し助成する事業ですが、実施団体はありませんでした。

## (4) 子どもたちの未来の森づくり事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

未来の子供たちに豊かな国土を引き継ぐために、小中学校生の「森の学び」を支援するとともに、森林環境教育のフィールドとして地域のシンボルとなる森づくりの取り組みに対し助成しました。

令和5年度長野県緑の基金推薦 3団体 国土緑化推進機構交付決定 3団体

## 6 基本財産の運用益

基本財産の運用益については、受取利息収入として当初予算 3,257,180 円を見込んだところ、決算額は3,618,753 円と増額になりました。これは、令和4年当初からアメリカのインフレ抑制のための金利引き上げが日本にも影響し、長期金利が上昇傾向にあったため、額面1億円の債券(長野県債(グリーンボンド) 10年もの)を令和5年10月に購入したことによるものです。

## 7 出捐金の内訳

令和5年度末

5億8,986万4,092円

(前年度よりの増加額)

OE

〈内訳〉

•長野県 150,000,000円(25.4%)

•市町村 123,000,000円(20.9%)

•民間 316,864,092円(53.7%)

## Ⅱ 緑の募金事業

「長野県ふるさとの森林づくり条例」の基本理念にある「県民の理解と主体的な参加」を念頭に、 「緑の募金」運動を積極的に展開し、森林づくりとみどりづくりの大切さの普及啓発に努めました。

4月1日から5月31日までの「緑化推進特別強調期間」を中心に緑を守り育てる緑化意識の向上を図るため、募金目標額を7,200万円に設定し緑の募金活動を実施しましたが、募金実績額は令和4年に比較して340万円減の6,942万円余となりました。

これは、市町村で実施していただいている家庭募金のあり方を見直す動きが相次ぐ中で、複数の 市町村が令和5年から家庭募金を廃止したため、家庭募金が505万円激減したことが主要因となっています。

一方、令和3年度から企業募金の新規開拓を強力に進め、令和5年には前年より148万円増額するなど企業募金の確保を着実に推進してきました。

この募金を活用し、地区緑化推進団体への交付金を通じて、県内各地区の実情やニーズに応じた森林の整備、緑豊かな生活環境づくり、次代を担う子供たちの育成などを推進するとともに、緑の募金公募事業を広く周知し、健全な森林づくりや身近なみどり、県産材の利活用、森林環境教育などに係る地域における自発的活動を支援したほか、みどりの少年団が行う森林・環境緑化等の学習実践活動を長野県みどりの少年団連盟を通じて支援しました。

#### 1 緑の募金活動事業

## (1) 緑化推進の啓発宣伝

## ア 広告、CM等キャンペーン

緑化思想の普及啓発のため、新聞各社への緑化広告の掲載、テレビスポット・ラジオ等によるPRを「緑化推進特別強調期間」を中心に実施しました。

- 新聞広告掲載 4月1日(5紙)
  - 地区緑化推進団体名も併せて掲載
- 市町村広報への掲載依頼(市町村ごとの特徴的な緑化活動を特集記事の掲載)
- テレビ CM 4月1日~5月15日(45日間 民放4局)
- ラジオCM 4月1日~4月14日(14日間 AM、FM 各1社)
- 長野駅周辺での街頭募金(5月連休) 中止

## イ 緑の相談

県民の緑の保全、緑化木等への理解と関心が深まるよう、身近な緑化樹木の衰弱や病虫害 等樹木に関する相談に対して迅速に対応する相談窓口業務を実施し、樹木医等に委託して初 期診断を行いました。

なお、診断1回当たりの単価については、市場価格や労務費単価を考慮し、令和5年度から引き上げました。

相談窓口 地域振興局林務課

診断委託先 (一計)日本樹木医会長野県支部、(一計)長野県造園建設業協会

## ウ 企業等と連携した募金活動

- (一社) 長野県環境保全協会の協力を得て、会員企業約 400 社に募金の依頼を行いました。
- 令和3年度から毎年度、長野県SDGs推進企業登録制度に新たに登録された企業に募金依頼を呼びかけました。(令和5年度は追加登録企業400社に募金依頼。累計2,000社に募金依頼済)
- ・自動販売機システムでの募金について、前年度新たに追加された、自動販売機設置業者 ベネフレックス(北陸コカ・コーラ)の設置台数拡大に努めました。
- ・令和5年度は、7企業・団体に対して企業訪問などにより、直接募金依頼を行いました。また、訪問企業のひとつである(一社)長野県自動車整備振興会は、約2,000社の会員を有しているとの情報を得ることができたため、振込依頼書付きリーフレットを作成して、令和6年度に募金依頼を実施する予定です。

## (2) 募金資材の購入

募金活動の効率的な展開を図るため、緑の羽根、オリジナルピンバッジ、ストラップ、募金箱等の募金資材の購入や募金PRのためのチラシ、家庭募金用封筒の作成等を行いました。

## (3) 募金活動の推進

令和5年の緑の募金額7,200万円を目標に緑の募金活動を行いました。

特に、「緑化推進特別強調期間」を中心に、チラシ、新聞などを利用し広く緑の募金を呼びかけつつ、家庭募金、企業募金、職場募金、街頭募金などの募金活動を県・市町村等行政機関、地区緑化推進団体、みどりの少年団等と連携し、展開しました。

4月3日(月) 県庁内で募金の呼び掛け

4月4日(火) 長野県林業センタービル内を巡回して募金の呼び掛け

10月22日(日) AC 長野パルセイロホームゲームで長野 U スタジアムにおいて、地元 少年サッカーチーム、中部森林管理局、長野地方緑化推進委員会、県 林務部等の協力を得て街頭募金を実施

#### 2 公募事業の実施

特定非営利活動法人等緑の募金公募事業の要件を満たす団体が、環境緑化、森林の整備、木材の利活用、野生動物との共生など公益的な活動を推進するために行う事業を公募し、内容を審査の上、交付金を交付しました。

なお、団体活動はコロナ禍前に戻りつつある中で、活動を支援する受け皿を充実させるため、 令和5年度から事業予算枠及び助成金の上限額を引き上げました。

交付対象 19団体 交付決定額 349 万円(変更後 320 万円) 交付確定額 320 万円

## 3 緑化の推進等

## (1) 森林の整備

森林整備についての県民の意識の向上と理解を深めるため、植栽、下刈、除間伐などの森林整備に要する苗木・作業用具の購入、指導者の謝金、傷害保険等の経費に対して助成しました。

## (2) 森林整備講演会・研修会等の開催

森林づくりの重要性、地球温暖化防止に係る森林の役割等の周知を図るため、各地区で行われる講演会・研修会の開催に要する経費、松くい虫予防活動等に助成しました。

## (3) 公園等公共施設の緑化

## ア 学校緑化

学校内環境の緑化、学校林の整備等のため、苗木購入、作業用具購入、指導者謝金等の 経費を助成しました。

## イ 公園等公共施設の緑化

公園、公民館、福祉施設等の公共施設の環境緑化を図るための苗木購入、作業用具購入、指導者謝金等の経費を助成しました。

## (4) 苗木の配布

生活環境の緑化や緑に関心を持ってもらうことを促進するため、緑化木頒布会の苗木等の購入の経費を助成しました。

## (5) 植樹・育樹祭等行事

森林を守り育てる意識の高揚等を図ることを目的に地区緑化推進団体や市町村等で行う 植樹・育樹祭等行事の開催の経費を助成しました。

#### (6) コンクール・表彰等

森林・林業のPR及び緑化思想の普及啓発を図るための各種コンクール及び緑化功労者の表彰式等の開催に係る経費を助成しました。

## (7) 令和元年東日本台風等災害支援事業 [国土緑化推進機構・直接事業使途限定募金活用]

令和元年台風 19 号の災害に遭った被災地の復旧・復興に向け、植樹や木製椅子等の贈呈など緑化等を通じて支援しました。

なお、令和元年台風19号災害に関わる支援事業は本年度をもって終了となりました。

長野市立松代小学校長野市立長沼小学校

## 4 みどりの少年団育成

次代を担う少年たちが、自然とのふれあいを通じて、森林・林業の重要性を理解し、緑を愛し育てる心を養い、人間性豊かな健康で明るく育つよう、県内のみどりの少年団が行う森林・環境緑化等の学習実践活動について、長野県みどりの少年団連盟を通じて助成するとともに、地区ごとの特性・実情に応じて地区緑化推進団体からも少年団に対し活動助成金等を交付する等、みどりの少年団の実践活動及び結成促進を支援しました。

長野県みどりの少年団連盟では、コロナのため中止となった長野県みどりの少年団交流集会を、令和5年8月1日(火)に長野県望月少年自然の家において約100名の参加のもと、3年ぶりに開催しました。

また、みどりの少年団が学習実践活動の機会を確保できるよう、出前講座を開設し支援したほか、30周年を迎え記念誌の作成に取り組みました。

さらに、みどりの少年団指導者スキルアップ研修会では、中部森林管理局の職員を講師にクップゲームの体験等を行いました。

## 収 支 計 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公-1 公益目的事業会計 (単位:円)

公-1 公益日的事業会計	<b>文</b>	油管掘	4-6 出	(単位:円)
科 目	予算額	決算額	増 減	備考
1 事業活動収入の部 1.事業活動収入				
森林・林業の啓発と緑化事業				
① 基本財産運用収入	3, 257, 180	3, 610, 753	△ 353, 573	
基本財産受取利息収入	3, 257, 180	3, 610, 753	△ 353, 573	
②事業収入	670, 000	1, 072, 314	△ 402, 314	
受託事業収入	550, 000	750, 000	△ 200,000	
絵本事業収入 ② 系形 オ	120, 000	322, 314	△ 202, 314	
③ 受取補助金等収入 緑と水の森林基金助成金収入	<b>4, 160, 000</b> 4, 160, 000	<b>4, 160, 000</b> 4, 160, 000	<b>0</b> 0	
※と示り無性基金切成金収入 ④ 会費収入	550, 000	550, 000	0	
<b>*                                    </b>	550, 000	550, 000	0	
⑤ 寄付金収入	1,000	0	1,000	
寄付金収入	1,000	0	1,000	
⑥ 雑収入	2,000	71, 426	△ 69, 426	
受取利息等収入	1,000	11, 693	△ 10,693	
雑収入 ⑦ 特定費用準備資金	1,000 <b>0</b>	59, 733 <b>0</b>	△ 58, 733 <b>0</b>	
特定費用準備資金取崩収入	0	0	0	
緑の募金事業	Ů	· ·	v	
① 事業収入	72, 000, 000	69, 418, 018	2, 581, 982	
緑の募金収入	72, 000, 000	69, 418, 018	2, 581, 982	
② 受取補助金等収入	750, 000	727, 614	22, 386	
令和元年度東日本台風被害の復興支援助成金収	750, 000	727, 614	22, 386	
事業活動収入計	81, 390, 180	79, 610, 125	1, 780, 055	
2. 事業活動支出 森林·林業の啓発と緑化事業				
(1) 事業費支出	9, 895, 000	8, 245, 360	1, 649, 640	
1 情報誌等による広報、普及宣伝事業	5, 075, 000	4, 246, 882	1, 268, 551	
(1) 普及宣伝費支出	5, 075, 000	4, 246, 882	828, 118	
広告費支出	540, 000	583, 500	△ 43,500	
旅費交通費支出	180, 000	230, 054	△ 50,054	
通信運搬費支出	290, 000	248, 890	41, 110	
消耗品費支出 印刷製本費支出	300, 000	377, 338	△ 77, 338	
中	1, 025, 000 2, 730, 000	1, 057, 100 1, 750, 000	$\triangle$ 32, 100 980, 000	
雑支出	10, 000	1, 750, 000	10,000	
2 県民の集い等の開催事業	4, 220, 000	3, 792, 091	427, 909	
(1) ふるさとの森づくり県民の集い	3, 300, 000	3, 071, 113	228, 887	
旅費交通費支出	200, 000	10,620	189, 380	
消耗品費支出	30, 000	2, 493	27, 507	
負担金支出	400, 000	400,000	2 000	
助成金支出 雑支出	2, 660, 000 10, 000	2, 658, 000	2, 000 10, 000	
(2) 森林教室の開催	920, 000	720, 978	199, 022	
消耗品費支出	50, 000	20, 978	29, 022	
賃借料支出	500, 000	370,000	130, 000	
委託費支出	350, 000	330, 000	20, 000	
雑支出	20, 000	0	20,000	
3 講演会の開催等事業	160,000	160, 000	0	
(1)緑に親しむ集い(学習展示館共催) 助成金支出	1 <b>50, 000</b> 150, 000	1 <b>50, 000</b> 150, 000	<b>0</b> 0	
(2) 森林フォーラム	10,000	10, 000	0	
負担金支出	10, 000	10, 000	0	
4 森林づくり等実践参加の促進事業	440, 000	46, 387	393, 613	
(1) 林業関係等コンクールの開催	40, 000	46, 387	△ 6,387	
消耗品費支出	20, 000	29, 887	△ 9,887	
負担金支出 (2) 数磁导の投資表征依今の関係	20,000	16, 500	3, 500	
(2) 教職員の指導者研修会の開催 旅費交通費支出	<b>400, 000</b> 150, 000	<b>0</b>	<b>400, 000</b> 150, 000	
消耗品費支出	100, 000	0	100,000	
委託費支出	100, 000	ő	100,000	
雑支出	50, 000	0	50, 000	
緑の募金事業				
① 事業費支出	72, 520, 000	64, 136, 871	8, 383, 129	
1. 緑の募金活動事業費支出 (1) 緑化焼油改及宮佐東業典支出	13, 926, 000	10, 496, 378	3, 429, 622	
(1) 緑化推進啓発宣伝事業費支出 旅費交通費支出	<b>2, 339, 000</b> 50, 000	<b>2, 796, 863</b>	△ <b>457, 863</b> 50, 000	
通信運搬費支出	100, 000	21, 560	78, 440	
消耗品費支出	180, 000	98, 709	81, 291	
広告費支出	1, 216, 000	1, 216, 400	△ 400	
委託費支出	300, 000	190, 000	110,000	
交付金支出	493, 000	1, 270, 194	△ 777, 194	
(2) 募金資材購入費支出	3, 490, 000	3, 466, 089	23, 911	
通信運搬費支出 消耗品費支出	250, 000 920, 000	208, 069 987, 788	$41,931$ $\triangle 67,788$	
印刷製本費支出	2, 320, 000	2, 270, 232	49, 768	
(3) 募金活動推進費支出	731, 000	286, 564	444, 436	
旅費交通費支出	200, 000	7, 180	192, 820	
通信運搬費支出	50, 000	16, 120	33, 880	
消耗品費支出	300, 000	156, 865	143, 135	
交付金支出	181, 000	106, 399	74, 601	
(4) (公社) 国土緑化推進機構交付金	1, 690, 000	1, 638, 000	<b>52, 000</b>	
交付金支出	1, 690, 000	1, 638, 000	52, 000	

科目	予算額	決算額	増 減	備考
(5) 緑化推進事務費支出	5, 676, 000	2, 308, 862	3, 367, 138	VII3 - 3
交付金支出	5, 676, 000	2, 308, 862	3, 367, 138	
2. 緑の募金公募事業費支出	4, 000, 000	3, 200, 550	799, 450	
助成金支出	4, 000, 000	3, 200, 550	799, 450	
3.緑化の推進事業費支出 (1)森林の整備事業費支出	37, 015, 000	34, 008, 848	3, 006, 152 359, 939	
(1) 森林の登開事業賃又出 交付金支出	<b>1, 211, 000</b> 1, 211, 000	<b>851, 061</b> 851, 061	359, 939 359, 939	
(2) 講演・研修会等事業費支出	2, 930, 000	1, 817, 169	1, 112, 831	
交付金支出	2, 930, 000	1, 817, 169	1, 112, 831	
(3) 公園等施設緑化事業費支出	15, 022, 000	14, 197, 645	824, 355	
交付金支出	15, 022, 000	14, 197, 645	824, 355	
(4) 苗木の配布事業費支出	11, 295, 000	9, 772, 768	1, 522, 232	
交付金支出 (5) 植樹・育樹祭等行事事業費支出	11, 295, 000 <b>4, 502, 000</b>	9, 772, 768 <b>4, 914, 686</b>	1, 522, 232 <b>△ 412, 686</b>	
交付金支出	4, 502, 000 4, 502, 000	4, 914, 686	$\triangle$ 412, 686	
(6) コンクール・講演・研修会等事業費支出	1, 535, 000	2, 081, 690	△ 546, 690	
交付金支出	1, 535, 000	2, 081, 690	△ 546, 690	
(7) 東日本台風被害の復興支援事業支出	520, 000	373, 829	146, 171	
助成金支出	520, 000	373, 829	146, 171	
4. みどりの少年団育成事業費支出	17, 579, 000	16, 431, 095	1, 147, 905	
交付金支出 少年団連盟交付金支出	9, 579, 000 8, 000, 000	8, 431, 095 8, 000, 000	1, 147, 905 0	
多平凹建蓝文的金文山 事業費合計	82, 415, 000	72, 382, 231	10, 032, 769	
②管理費支出	11, 847, 000	12, 137, 101	△ 290, 101	
給料手当支出	8, 750, 000	9, 085, 977	△ 335, 977	
福利厚生費支出	1, 530, 000	1, 514, 541	15, 459	
会議費支出	100, 000	47, 936	52,064	
交際費支出 旅費交通費支出	10, 000 320, 000	336, 821	$ \begin{array}{c} 10,000\\ \triangle 16,821 \end{array} $	
通信運搬費支出	340, 000	338, 529	1, 471	
消耗品費支出	165, 000	218, 660	$\triangle$ 53, 660	
諸謝金支出	90, 000	75, 750	14, 250	
地代家賃支出	150, 000	129, 945	20, 055	
租税公課支出	10,000	3,000	7,000	
負担金支出 雑支出	232, 000 150, 000	232, 000 153, 942	$\begin{array}{c} 0 \\ \triangle 3,942 \end{array}$	
事業活動支出計	94, 262, 000	84, 519, 332	9, 742, 668	
事業活動収支差額	△ 12, 871, 820	△ 4, 909, 207	△ 7, 962, 613	
I 投資活動収支の部	,	·	,	
1. 投資活動収入				
基本財産取崩収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入	0	0	0	
及實有個証券完却収入 投資有価証券売却収入	0	0	0	
投資有価証券満期償還	0	5, 000, 000	$\triangle$ 5,000,000	
定期預金解約収入	0	200, 000, 000	△ 200, 000, 000	
投資活動収入計	0	205, 000, 000	△ 205, 000, 000	
2.投資活動支出				
① 基本財産取得支出 基本財繰入金	1,000	0	1,000	
定期預金支出	1,000	0	1,000	
② 投資有価証券取得支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	0	200, 000, 000	△ 200, 000, 000	
定期預金取得支出	0	5, 000, 000	△ 5,000,000	
投資活動支出計	1,000	205, 000, 000	△ 204, 999, 000	
投資活動収支差額 II 予備費支出	△ 1,000	0	△ 1,000	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
当期収支差額	△ 12, 872, 820	△ 4, 909, 207	△ 7, 963, 613	
前期繰越収支差額	50, 909, 472	57, 546, 498	$\triangle$ 6, 637, 026	
次期繰越収支差額	38, 036, 652	52, 637, 291	$\triangle$ 14, 600, 639	

## 収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲 資金の範囲には、現金預金、未収収益、前払金、緑化事業積立金、未払金、前受金及び預り金を含めている。 なお、前期末及び当期末残高は、下記2. に記載するとおりである。

## 2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

	2022年	2023年
科目	前期末残高	当期末残高
現金預金(緑化事業積立金を含む)	55, 317, 458	50, 368, 419
未収収益	431, 770	813, 343
前払金	3, 286, 721	3, 082, 145
合 計	59, 035, 949	54, 263, 907
未払金	959, 640	1, 017, 473
前受金	413, 985	429, 756
預り金	115, 826	179, 387
合 計	1, 489, 451	1, 626, 616
次期繰越収支差額	57, 546, 498	52, 637, 291

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

	科目	当年度	前年度	(単位:円) 増 減
I -	般正味財産増減の部	J 1 / Z	111 1 /2	76 1/2
	. 経常増減の部			
	□ 経常収益			
	①基本財産運用運用益	3, 610, 753	2, 760, 851	849, 902
	基本財産運用益	3, 610, 753	2, 760, 851	849, 902
	②受取会費 賛助会費	<b>550, 000</b> 550, 000	<b>550, 000</b> 550, 000	0
	③事業収益	70, 490, 332	73, 513, 173	△ 3,022,841
	受託事業収益	750, 000	630, 000	120, 000
	絵本事業収益	322, 314	64, 400	257, 914
	緑の募金収益	69, 418, 018	72, 818, 773	$\triangle$ 3, 400, 755
	④受取補助金等	4, 887, 614	4, 910, 000	△ 22,386
	(公社)国土緑化推進機構緑化	4, 160, 000	4, 160, 000	0 \
	" 令和元年度東日本台風被害の復興支援 ⑤雑収益	727, 614 <b>71, 426</b>	750, 000 <b>47, 480</b>	△ 22, 386 <b>23, 94</b> 6
	受取利息	11, 693	5, 168	6, 525
	雑収益	59, 733	42, 312	17, 421
	経常収益計	79, 610, 125	81, 781, 504	△ 2, 171, 379
	② 経常費用			
	① 事業費	82, 039, 647	86, 190, 338	△ 4, 150, 691
1	給料手当 福利厚生費	8, 177, 379	7, 685, 708	491, 671
	領別学生質 会議費	1, 363, 087	1, 374, 150	△ 11, 063
	旅費交通費	247, 854	207, 699	40, 155
	通信運搬費	494, 639	507, 212	$\triangle$ 12, 573
	消耗品費	1, 674, 058	2, 312, 758	$\triangle$ 638, 700
	地代家賃	116, 950	115, 882	1, 068
	支払負担金	426, 500	811, 594	△ 385, 094
	委託費	2, 270, 000	2, 435, 000	$\triangle$ 165,000
	維費	0	1, 512	$\triangle$ 1, 512
	支払交付金	55, 389, 569	50, 940, 119	4, 449, 450
	印刷製本費 広告費	3, 327, 332	4, 883, 609	$\triangle$ 1, 556, 277
	広音質 賃借料	1, 799, 900 370, 000	1, 511, 800 296, 400	288, 100 73, 600
	支払助成金	3, 181, 829	11, 233, 195	$\triangle$ 8, 051, 366
	公募事業助成金	3, 200, 550	1, 873, 700	1, 326, 850
	② 管理費	2, 479, 685	2, 288, 530	191155
	給料手当	908, 598	853, 968	54, 630
	福利厚生費	151, 454	152, 683	△ 1,229
	会議費	47, 936	44, 100	3, 836
	交際費	000.001	9, 020	$\triangle$ 9, 020
	旅費交通費	336, 821 338, 529	250, 526 309, 022	86, 295 29, 507
	通信運搬費 消耗品費	218, 660	176, 428	42, 232
	諸謝金	75, 750	80, 740	$\triangle$ 4, 990
	地代家賃	12, 995	12, 876	119
	租税公課	3, 000	4,000	△ 1,000
	支払負担金	232, 000	232, 000	0
	維費	153, 942	163, 167	△ 9, 225
	経常費用計	84, 519, 332	88, 478, 868	△ 3, 959, 536
0	当期経常増減額 .経常外増減の部	△ 4, 909, 207	△ 6, 697, 364	1, 788, 157
2	・栓吊外瑁減の部 (1) 経常外収益			
	投資有価証券満期償還	5, 000, 000	0	5, 000, 000
	定期預金解約	200, 000, 000	128, 131, 329	71, 868, 671
	定期預金解約利息	0	73	△ 73
	経常外収益計	205, 000, 000	128, 131, 402	76, 868, 598
	(2) 経常外費用			
	投資有価証券取得支出	200, 000, 000	100, 000, 000	100, 000, 000
	定期預金取得支出	5, 000, 000	28, 131, 402	△ 23, 131, 402
	経常外費用計  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・	205, 000, 000	128, 131, 402	76, 868, 598
	当期経常外増減額 当期一般正味財産増減額	$\triangle 4,909,207$	$\triangle$ 6, 697, 364	1, 788, 157
	一般正味財産期首残高	57, 546, 498	64, 243, 862	$\triangle$ 6, 697, 364
	一般正味財産期末残高	52, 637, 291	57, 546, 498	$\triangle$ 4, 909, 207
Ⅱ指	定正味財産増減の部	02, 001, 201	0., 010, 100	1,000,201
	基本財産受取利息	3, 610, 753	2, 760, 851	849, 902
	基本財産評価損	$\triangle$ 18, 969, 700	$\triangle$ 14, 709, 827	$\triangle$ 3, 409, 971
	一般正味財産への振替額	$\triangle$ 15, 358, 947	$\triangle$ 11, 948, 976	$\triangle$ 3, 409, 971
	当期指定正味財産増減額	18, 969, 700	14, 709, 827	4, 259, 873
	定正味財産期首残高	574, 230, 802	588, 940, 629	△ 14, 709, 827
	定正味財産期末残高	555, 261, 102	574, 230, 802	△ 18, 969, 700
10 IE	味財産期末残高	607, 898, 393	631, 777, 300	$\triangle$ 23, 878, 907

# 貸借対照表令和6年3月31日現在

(単位・円)

				(単位:円)
	科目	当年度	前年度	増減
I	資産の部			
	1 流動資産			
	現金預金	8, 748, 260	8, 788, 092	△ 39, 832
	未収収益	813, 343	431, 770	381, 573
	前払金	3, 082, 145	3, 286, 721	△ 204, 576
	流動資産合計	12, 643, 748	12, 506, 583	137, 165
	2 固定資産			
	(1) 基本財産			
	定期預金	33, 131, 402	228, 131, 402	$\triangle$ 195, 000, 000
	投資有価証券	522, 129, 700	346, 099, 400	176, 030, 300
	基本財産合計	555, 261, 102	574, 230, 802	$\triangle$ 18, 969, 700
	(2) 特定資産			
	緑化事業積立金	41, 620, 159	46, 529, 366	
	特定資産合計	41, 620, 159	46, 529, 366	△ 4, 909, 207
	固定資産合計	596, 881, 261	620, 760, 168	△ 23, 878, 907
	資産合計	609, 525, 009	633, 266, 751	$\triangle$ 23, 741, 742
П	負債の部			
	1 流動負債	1 015 150	050 040	<b>55</b> 000
	未払金	1, 017, 473	959, 640	57, 833
	前受金	429, 756	413, 985	15, 771
	預り金	179, 387	115, 826	63, 561
	流動負債合計	1, 626, 616	1, 489, 451	137, 165
	2 固定負債	0	0	0
	固定負債合計	1 696 616	1 400 451	127 165
Ш	負債合計 正味財産の部	1, 626, 616	1, 489, 451	137, 165
ш	1 指定正味財産			
	地方公共団体補助金	0	0	0
	寄付金	555, 261, 102	574, 230, 802	$\triangle$ 18, 969, 700
	指定正味財産合計	555, 261, 102	574, 230, 802	$\triangle$ 18, 969, 700 $\triangle$ 18, 969, 700
	(うち基本財産への充当額)	$\triangle$ 555, 261, 102	$\triangle$ 574, 230, 802	18, 969, 700
	(うち特定資産への充当額)	△ 555, 201, 102	\(\text{\tint{\text{\text{\tint{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\tint{\text{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\tint{\text{\tint{\text{\tint{\text{\tinit{\tert{\tinit{\tinit{\tint{\tint{\tint{\tinit{\text{\tinit}\tint{\tinit{\tiin}\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tiint{\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tiinit{\tii	10, 909, 100
	2 一般正味財産	52, 637, 291	57, 546, 498	△ 4, 909, 207
	(うち基本財産への充当額)	02, 031, 231	01, 540, 450	4, 303, 201
	(うち特定資産への充当額)	0	0	0
	正味財産合計	607, 898, 393	Ů	$\triangle$ 23, 878, 907
	負債及び正味財産合計	609, 525, 009	633, 266, 751	$\triangle$ 23, 741, 742
	タ 頃 及 し 二 外 が 庄 日 日	009, 020, 009	055, 200, 751	△ △ 5, 141, 142

# 財産 目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

r		T	T	(-1-1	. 1 3/
貸借対	<sup>†</sup> 照表科目	場所・物量等	使用目的等	金	額
(流動資産)					
	現金預金				
		普通預金			
		八十二銀行県庁内支店	運転資金として	8, 74	18, 260
	前払金				32, 145
	未収収益	有価証券利息	投資有価証券の未収利息で森林・林業の啓		13, 343
流動資産合計	71.0404mi		発と緑化事業に使用		13, 748
(固定資産)				12, 01	
基本財産					
基本別庄	定期預金	八十二銀行県庁内支店	公益目的保有財産であり運用益を森林・林 業の啓発と緑化事業に使用	33, 13	31, 402
	投資有価証券	共同発行公募地方債(償還期間5~30年)	公益目的保有財産であり運用益を森林・林 業の啓発と緑化事業に使用	378, 98	38, 200
		国債(償還期間10~30年)	公益目的保有財産であり運用益を森林・林 業の啓発と緑化事業に使用	42, 16	51, 500
		政府保証債(償還期間10年)	公益目的保有財産であり運用益を森林・林 業の啓発と緑化事業に使用	100, 98	30, 000
(特定資産)			)		
緑化事業積	立金	八十二銀行県庁内支店	緑化事業が確実に実施できるよう収支損益 分を補填するための積立金	41, 62	20, 159
固定資産合計				596, 88	31, 261
資産合計				609, 52	25, 009
(流動負債)					
	未払金	普及啓発宣伝事業	R5年度分通信運搬費		2, 200
	JJ	緑の募金公募事業ほか	〃 助成金	19	98, 000
	JJ	管理費給料ほか	R5年度分	81	17, 273
	前受金	募金前受金	ダイドードリンコ(株)ほか	42	29, 756
	預り金	源泉所得税+社会保険料ほか	職員給与源泉所得税預り金	17	79, 387
流動負債合計			1	1, 62	26, 616
負債合計		•		1, 62	26, 616
正味財産				607, 89	98, 393

## 令和6年度緑の基金事業計画

(第41年度)令和6年4月 1日から令和7年3月31日まで

## I 森林、林業の啓発と緑化事業

森林や緑は、地球温暖化の防止、局地的豪雨の頻発等に対応した山地災害の防止、生物多様性や景観の保全、環境教育や森林セラピー等による健康づくりの場としての利用、緑豊かで潤いのある日常生活環境の確保など多様な機能を持っており、国民が安全で安心して暮らすことのできるようそれら機能を十分に発揮し得る森林・緑づくりとともに、近年、国の内外で取組みが進められている SDGs (持続可能な開発目標)の達成が求められています。

このため、健全な森林づくり、森林・林業の再生、緑豊かな生活環境づくり等について、県民 に正しく理解してもらい、参加を促すための様々な取組みが必要です。

「長野県ふるさとの森林づくり条例」に沿って、行政、NPO、地域住民との様々な形での協働を通じて多くの県民の参加を得ながら、地域の実情やニーズにあった森林の整備や身近な生活環境の緑化等に関する実践的活動に重点をおいて事業の推進に努めることで、SDGsの達成にも貢献してまいります。

## 1 情報誌等による広報、普及宣伝

森林・林業及び環境緑化に対する県民の更なる理解を深めるため、次の事業を実施する。

## (1)情報誌の発行等

基金業務、森林・林業及び環境緑化等について、県民の理解を深めるため、4月の緑化シーズンに併せて緑化キャンペーンを行うほか、新聞広告、機関誌の発行、その他参考資料の配布を行う。

機関誌の発行予定 9月~10月 3,000部 国土緑化推進機構 広報誌(グリーンモア)の配布 年4回 緑化推進団体・関連機関外 820部

## (2) 緑の情報サービスの推進(ホームページによる情報発信)

当基金が関わる各種行事、森と水の絵本のPR、緑の募金公募事業の実施状況、募金の使途報告など、ホームページを用いて情報を発信し、広く県民の森林づくりや環境緑化への実践参加を促進する。

## (3) 森林と水をテーマにした絵本づくり

子どもたちがふるさとの森林と川と人との関わりについて、思いを深めることが出来るようにとシリーズ化している絵本「木が伝えてくれる物語」の第 10 作目の調査・取材等を行い、年度末までに発刊する。

#### 2 県民の集い等の開催

## (1) 長野県植樹祭の開催

豊かな県土の基盤である森林・緑に対する県民的理解を深めるために、各地で分散開催する県植樹祭を長野県等と共催する。

#### (2) 森林教室の開催

これまで実施してきた森林教室は、緑の募金が大幅に減少することが想定されることから、当基金の全事業見直しの一環として令和6年度から廃止する。

## (3) 地区緑化推進団体による森林の感謝祭などの開催

緑と水の森林ファンド事業(国土緑化推進機構事業)の助成を受け、地区緑化推進団体の 実情に即し、森林の感謝祭、植・育樹などの体験型行事等を実施する。

## 3 講演会の開催等

## (1)緑に親しむ集い

樹木観察や木の実を使った工作など様々なふれあい体験を通じ、県民が森林や森林の恵み に親しむとともに関心を深めることができるよう、県林業総合センターの体験学習施設と共 催で、定期的に森林整備作業、自然観察などを取り入れた様々な体験型の集いを開催する。

## (2) 森林フォーラム

身近な里山の森林整備を推進するため、「森林フォーラム」を長野県、林業関係団体等と 共催して実施する。

## 4 森林づくり等実践参加の促進

## (1) 林業関係等コンクールの開催

林業関係等コンクールを長野県、林業関係団体等と共催で実施し、健全な森林づくりや環境緑化等に係る様々な活動や成果を顕彰し、県民の実践参加を促進する。

ア 長野県ふるさとの森林づくり賞及び長野県林業関係ポスターコンクールの開催 森林づくり、森林環境教育などに優れた功績があった方の顕彰や小・中学校、高等学校 の児童・生徒への環境緑化思想及び野生鳥類の保護思想の高揚を図るためのコンクールを 長野県、林業関係団体と共催で実施する。

## イ 木工工作コンクールの開催

小·中·特別支援学校の児童・生徒が木に触れあい木を身近に感じ愛着を持ちながら森林の大切さや役割を学び木の文化を大切にする心を育てるため、身近な木材を活かして自由な発想で創作した木工工作作品のコンクールを長野県木材青壮年団体連合会と共催で実施する。

## (2) 森林環境教育指導者研修会の開催

子どもたちが自然に親しみつつ森林の役割や森林づくりの重要性などについて体験的に 学習できるよう、長野県の森林の現状をはじめ、森林環境教育に関する知識や森林に親しみ ながら理解する手法等の研修会を教育指導者である教職員を対象に開催し、それらの習得を 支援する。

#### 5 都市緑化等の環境整備

## (1) 学校環境緑化モデル事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

学校環境の緑化を通じて、青少年への森林環境教育を推進することを目的に、小中学校敷地内及び周辺の環境緑化、環境教育のフィールドの整備(樹木の植栽・芝生化、樹木の手入れ、ビオトープ等)の取り組みに対し助成する。(助成金額上限 50 万円) 令和6年度の内定校 ・中野市立延徳小学校

## (2) 学校林を活用した森林環境教育促進事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

学校林を活用して、小中学校の森林環境教育(林業体験活動を含む)を促進するため、森林環境教育を学校と連携して行う団体等に対し助成する。(助成金額上限30万円) 令和6年度の実施決定校 ・大町市立大町西小学校

## (3) 緑の少年団活動促進事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

地域単位で活動している緑の少年団等を主な対象として、学習活動等の充実・促進、指導体制の整備、育成会の結成の促進に対し助成する。(助成金額上限30万円) 令和6年度の実施決定校・豊科南小学校みどりの少年団・松川村みどりの少年団

## (4) 子どもたちの未来の森づくり事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

未来の子供たちに豊かな国土を引き継ぐために、小中学生の「森の学び」を支援するとと もに、森林環境教育のフィールドとしての地域のシンボルとなる森づくりの取り組みに対 し助成する。(助成金額上限100万円)

## (5) 次世代の森林づくりを担う人材育成事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

高校生、大学生などの若者が、森林や樹木を保全し増やしていく活動に参加することにより、将来の森づくりのリーダーを育てていくことをめざす取り組みに対し助成する。(助成金額上限 200 万円)

## (6) スギ等森林の有効活用支援事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

花粉対策などを含む、未来につなぐ人にやさしい森づくりに貢献し、複数の都道府県にわたるなど広域的な事業効果の波及が期待される活動に対し助成する。(助成金額上限 200 万円)

## (7) つながる、つなげる、子ども若者応援事業 [国土緑化推進機構・直接事業]

子どもたちの自然環境への理解や興味関心を広げ、様々な感性や表現力、生きる力の向上、将来の森づくりのリーダーの育成に貢献する、市民団体等による取り組みに対し助成する。(助成金額上限 200 万円)

## Ⅱ 緑の募金事業

「長野県ふるさとの森林づくり条例」の基本理念にある「県民の理解と主体的な参加」を念頭に、緑の募金運動を積極的に展開し、森林づくりとみどりづくりの大切さの普及啓発に努めます。 4月1日から5月31日までの「緑化推進特別強調期間」を中心に緑を守り育てる緑化意識の高揚に努めるとともに、緑の募金への寄附はSDGsに貢献いただくことになる旨を強くアピールしながら、広報等を通じて募金額6,400万円を目標に緑の募金活動を積極的に進めます。

なお、昨今市町村において家庭募金の徴収方法の見直しが行われ、相次いで廃止する動きがみられることから、引続き、啓発宣伝により募金協力をお願いしていくとともに、当基金の支出抑制・財源確保のための全事業見直し、地区緑化推進団体との良好な関係の構築、関係機関等との連携を図っていきます。

さらに、各地区緑化推進団体においても、緑の募金額の減少が地区事業交付金額の減少に影響することから、財政規模に合った事業となるよう、事業の見直し、事業の整理等をお願いしてまいります。

## 募金の使途について

- ①地区緑化推進団体への交付金を通じて県内各地区の実情に応じた森林の整備、緑豊かな生活環境づくり、次代を担う子供たちの育成などをさらに進めます。
- ②緑の募金による公募事業を広く周知し、健全な森林づくりや身近なみどりづくり、県産材の利活用、森林環境教育などに係る地域における自発的活動を支援します。
- ③みどりの少年団が行う森林・環境緑化等の学習実践活動を長野県みどりの少年団連盟を通じて促進します。

## 1 緑の募金活動事業

## (1) 緑化推進の啓発宣伝

## ア 広告、CM等キャンペーン

緑化思想の普及啓発のため、新聞各社への緑化広告の掲載、ラジオ等によるPRを「緑化推進特別強調期間」中等に実施する。

- 新聞広告掲載 4月1日(読売、朝日、中日、毎日、産経)地区緑化推進団体名も併せて掲載
- 市町村広報への掲載依頼
- ・ テレビ CM 4月1日~5月15日 SBC、NBS、TSB、ABN
- ラジオCM 4月1日~4月14日 AM:信越放送 FM:長野エフエム放送
- 街頭募金 (実施を含め検討中)
- 「長野の林業」(長野県林業普及協会)

募金広告(募金告知、募金使途の紹介等) 掲載時期を厳選して実施

## イ 緑の相談

県民の緑の保全、緑化木等への理解と関心が深まるよう、身近な緑化樹木の衰弱や病虫害 等樹木に関する相談に対して迅速に対応する相談窓口業務を実施し、樹木医等に初期診断を 委託する。

## (2) 募金資材の購入

募金活動の効率的な展開を図るため、緑の羽根、募金箱等の募金資材の購入や募金PRのためのチラシ、家庭募金用封筒の作成等を行う。

## (3)募金活動の推進

令和6年の緑の募金額6,400万円を目標に緑の募金活動を行う。

特に、「緑化推進特別強調期間」を中心に、チラシ、新聞などを利用し広く緑の募金を呼びかけつつ、家庭募金、企業募金、職場募金、街頭募金などの募金活動を県・市町村等行政機関、地区緑化推進団体、みどりの少年団等と連携して展開する。

また、当基金と地区緑化推進団体が一体となって、スポーツ団体関連募金活動を展開する。 さらに、家庭募金の激減対策として、引続き企業募金の新規開拓を図っていくこととし、 令和3年度から始めた長野県 SDGs推進企業登録制度に登録された企業への募金依頼を、 追加登録企業に拡大するとともに、自動販売機システムでの業者や設置台数の拡大、企業訪 問による直接募金協力、(一社)長野県自動車整備振興会の会員約2,000社への募金協力 (新たに振込依頼書付きリーフレットを作成)を実施していく。

## 2 公募事業の実施

特定非営利活動法人等緑の募金公募事業の要件を満たす団体が、環境緑化、森林の整備、木材の利活用、野生動物との共生など公益的な活動を推進するために行う事業を公募し、内容を審査の上、交付金を交付する。

#### 3 緑化の推進等

#### (1) 森林の整備

森林整備についての県民の意識の向上と理解を深めるため、植栽、下刈、除間伐などの森 林整備に要する苗木・作業用具の購入、指導者の謝金、傷害保険等の経費に対して助成する。

#### (2) 森林整備講演会・研修会等の開催

森林づくりの重要性、地球温暖化防止に係る森林の役割等の周知を図るため、各地区で 行われる講演会・研修会の開催に要する経費、山火事防止の広報活動、松くい虫予防活動等 に助成する。

## (3) 公園等公共施設の緑化

## ア 学校緑化

学校内環境の緑化、学校林の整備等のため、苗木購入、作業用具購入、指導者謝金等の 経費を助成する。

## イ 公園等公共施設の緑化

公園、公民館、福祉施設等の公共施設の環境緑化を図るための苗木購入、作業用具購入、指導者謝金等の経費を助成する。

## (4) 苗木の配布

生活環境の緑化や緑に関心を持ってもらうことを促進するため、緑化木頒布会の苗木等 の購入の経費を助成する。

## (5) 植樹·育樹祭等行事

森林を守り育てる意識の高揚等を図ることを目的に地区緑化推進団体や市町村等で行う 植樹・育樹祭等行事の開催の経費を助成する。

## (6) コンクール・表彰等

森林・林業のPR及び緑化思想の普及啓発を図るための各種コンクール及び緑化功労者の表彰式等の開催に係る経費を助成する。

## 4 みどりの少年団育成

次代を担う少年たちが、自然とのふれあいを通じて、森林・林業の重要性を理解し、緑を愛し育てる心を養い、人間性豊かな健康で明るく育つよう、県内のみどりの少年団が行う森林・環境緑化等の学習実践活動について、長野県みどりの少年団連盟を通じて交付するほか、地区事業として実施する実践活動に交付金を交付する。

なお、緑の募金(家庭募金)の激減対策として、県連盟の事業を見直し、令和6年度から県 連盟への交付額を減額する。

## 令和6年度収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科目	11/10/-1/11/1	公益目的事業会計			
AT E	森林・林業の啓発と緑 化事業	緑の募金事業	小計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1.経常増減の部					
(1)経常収益					
① 基本財産運用収入	5,112,000	0	5,112,000	568,000	5,680,000
基本財産運用収入 ② 受取会費	5,112,000 <b>550,000</b>	0	5,112,000 <b>550,000</b>	568,000 <b>0</b>	5,680,000 <b>550,000</b>
● 文収云貨	550,000	0	550,000	0	550,000 550,000
③ 事業収益	320,000	59,361,000	59,681,000	1,939,000	61,620,000
受託事業収益	80,000	0	80,000	400,000	480,000
絵本事業収益	240,000	0	240,000	0	240,000
緑の募金収益	0	59,361,000	59,361,000	1,539,000	60,900,000
④ 受取補助金等 (公社)国土緑化推進機構	<b>4,160,000</b> 4,160,000	<b>0</b>	<b>4,160,000</b> 4,160,000	0	<b>4,160,000</b> 4,160,000
⑤ 受取寄付金	1,000	ő	1,000	ŏ	1,000
受取寄付金	1,000	0	1,000	0	1,000
⑥ 雑収益	2,000	0	2,000	0	2,000
受取利息	1,000	0	1,000	0	1,000
雑収益	1,000	0	1,000	0	1,000
<b>経常収益計</b>	10,145,000	59,361,000	69,506,000	2,507,000	72,013,000
(2)経常費用 ①事業費					
(D) 新来質 給料手当支出	3,640,000	4,550,000	8,190,000		8,190,000
福利厚生費支出	660,000	825,000	1,485,000		1,485,000
会議費支出	0	0	0		0
旅費交通費支出	530,000	250,000	780,000		780,000
通信運搬費支出	290,000	350,000	640,000		640,000
消耗品費支出	450,000	1,590,000	2,040,000		2,040,000
地代家賃支出 負担金支出	60,000 430,000	75,000 0	135,000 430,000		135,000 430,000
委託費支出	1,850,000	300,000	2,150,000		2,150,000
雑支出	70,000	0	70,000		70,000
交付金支出	0	50,875,000	50,875,000		50,875,000
印刷製本費支出	2,000,000	2,200,000	4,200,000		4,200,000
広告費支出	55,000	1,335,000	1,390,000		1,390,000
賃借料支出 助成金支出	2.012.000	0	2.012.000		2.012.000
公募事業助成金支出	3,012,000	4,000,000	3,012,000 4,000,000		3,012,000 4,000,000
事業費計	13,047,000	66,350,000	79,397,000		79,397,000
②管理費	20,020,000	53,553,553	,,		,,
給料手当				910,000	910,000
福利厚生費支出				165,000	153,000
会議費支出				100,000	100,000
交際費支出 旅費交通費支出				10,000 320,000	10,000 320,000
通信運搬費支出				340,000	340,000
消耗品費支出				165,000	165,000
地代家賃支出				15,000	15,000
諸謝金支出				90,000	90,000
租税公課支出				10,000	10,000
負担金支出 雑支出				232,000 150,000	232,000 150,000
# 文山 管理費計				2,507,000	2,507,000
経常費用計	13,047,000	66,350,000	79,397,000	2,507,000	81,904,000
当期経常増減額	△ 2,902,000	△ 6,989,000	△ 9,891,000	0	△ 9,891,000
2.経常外増減の部 (1)経常外収益					
基本財産投資有価証券売却益	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,902,000 57,546,498	△ 6,989,000	△ 9,891,000	0	△ 9,891,000
一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高	57,546,498	0 △ 6,989,000	57,546,498 47,655,498	0	57,546,498 47,655,498
Ⅱ 指定正味財産増減の部	<b>'</b>		11,555,150		1,,000,100
受取寄付金	1,000	0	1,000	0	1,000
基本財産受取利息 基本財産投資有価証券売却益	5,680,000	0	5,680,000 0	0	5,680,000
基本財産評価損益	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	△ 5,680,000	0	△ 5,680,000	0	△ 5,680,000
当期指定正味財産増減額	1,000	0	1,000	0	1,000
指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高	574,230,802 574,231,802	0	574,230,802 574,231,802	0	574,230,802 574,231,802
Ⅲ 正味財産期末残高	628,876,300	△ 6,989,000	621,887,300	0	621,887,300
	,		-,,	- J	,,